

---

# 環境省の取組について

---

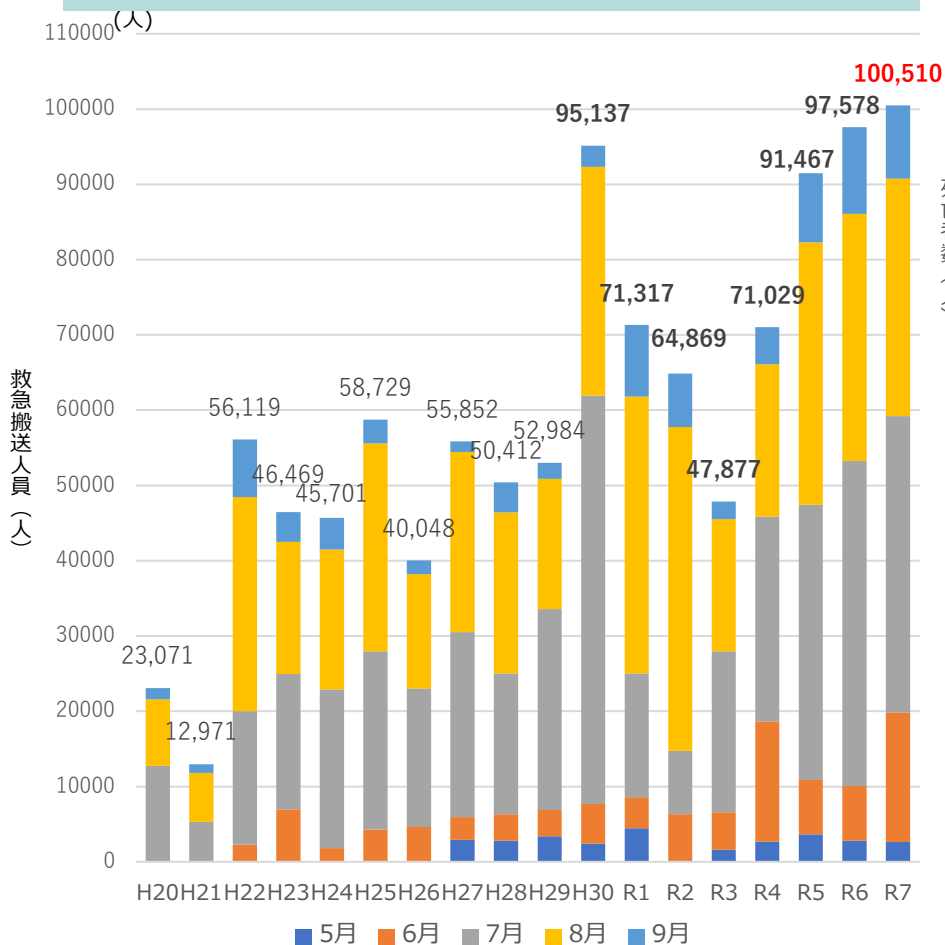
令和 8 年 6 月 18 日(木)

環境省

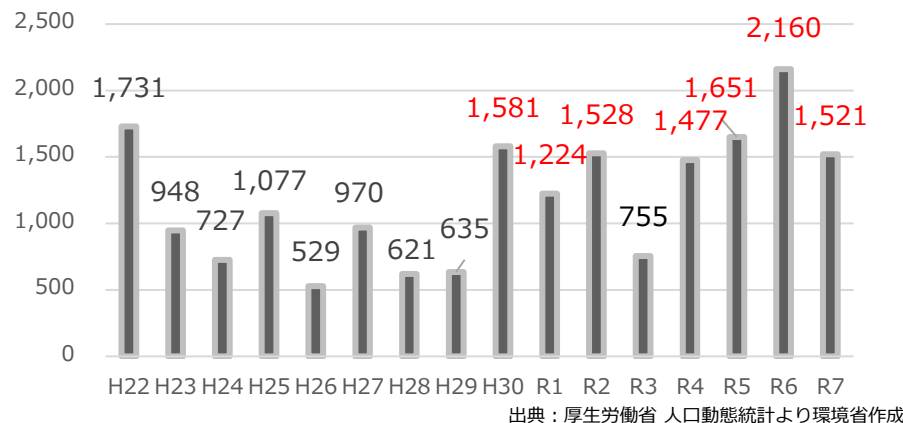
# 熱中症被害の状況

- 熱中症による救急搬送者数は令和7年に100,510人、死亡者数も令和6年に2,160人となり、過去最高を記録
- 今後、地球温暖化の進行により極端な高温の発生頻度もさらに増加し、熱中症被害がさらに拡大するおそれ

## 熱中症による救急搬送者数（5～9月）の推移

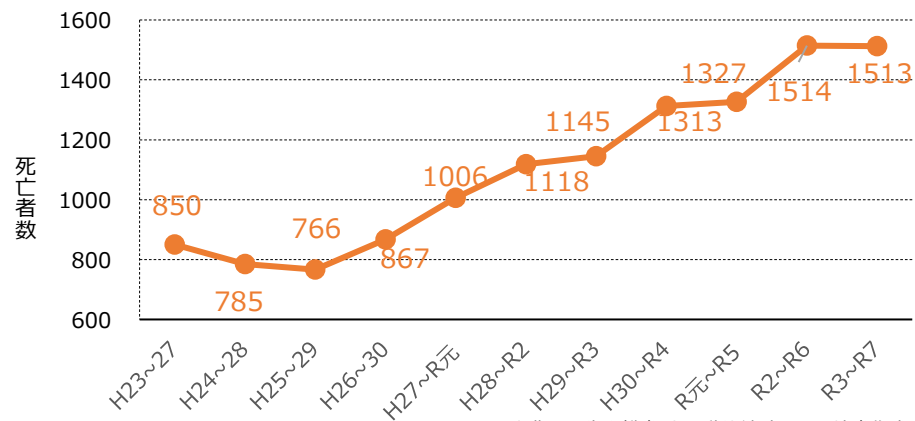


## 熱中症による死亡者数の推移



## 死亡者数（5年移動平均）

近年の死亡者（5年移動平均）は1,000人を超え、さらに増加傾向



# 改正気候変動適応法に基づく熱中症対策

- 厳しくなる夏の暑さに対して、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**令和5年気候変動適応法を改正、令和6年4月全面施行。**
- **「2030年に熱中症死亡者数を現状から半減する」という政府目標に向けて、**関係府省庁・地方自治体等が連携して対策を推進。

## 主な内容

- ① **熱中症対策実行計画**の策定（閣議決定）
- ② それまで環境省・気象庁が行ってきた「熱中症警戒アラート」を法に位置づけ。さらにその一段上の**熱中症特別警戒情報**を創設
- ③ 市町村による**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**の指定
- ④ 熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を**熱中症対策普及団体**として指定

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）



写真：佐野市役所（令和6年撮影）

熱中症対策の基本的事項を定める「気候変動適応計画」が今年度に見直されることを踏まえ、**熱中症対策実行計画についても今年度中に見直す**予定。中央環境審議会熱中症対策小委員会（本年4月設置）において、今後の対策のあり方等について審議中。

# ①熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	<p>気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)</p> <p>&lt;これまでの発表回数&gt; R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回 R6 : 1,722回, <b>R7: 1,749回</b></p>	<p>気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人々が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)</p> <p><b>法改正</b>により、令和6年4月から運用を開始。 <b>現時点まで発表実績なし。</b></p>
発表基準	<p>府県予報区内の<b>1地点以上</b>で、翌日又は当日の日最高暑さ指数(WBGT)が<b>33以上</b>になると予測した場合に該当都道府県に発表</p>	<p>都道府県内の<b>全ての暑さ指数情報提供地点(気候変動適応法施行規則の別表に掲げるものを除く。)</b>※で、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が<b>35以上</b>になると予測した場合に該当都道府県に発表</p> <p>(自然的社会的状況により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあると認められる場合においても発表)</p>
発表時間	前日 <b>17時頃</b> 及び 当日朝 <b>5時頃</b> に発表	前日 <b>10時頃</b> における翌日の予測値で判断し、前日 <b>14時頃</b> に発表

令和8年度運用期間：令和8年4月22日～令和8年10月21日

※昨年11月から有識者による検討会を開催し、熱中症警戒アラート等の今後の在り方も含めて検証・議論を行い、一部の情報提供地点について、令和8年度から熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しないこととした。

# (参考) 熱中症特別警戒情報の発表基準の見直し

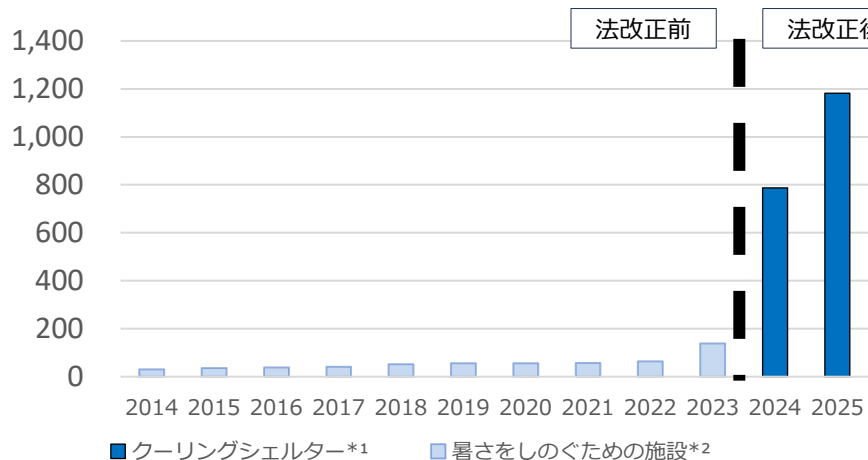
- 熱中症特別警戒情報は、都道府県内のすべての情報提供地点における暑さ指数が35以上となる場合に発表されるが、標高が高い等により、比較的暑さ指数が高くない地点があるために発表されない可能性が指摘されていた。このため、各情報提供地点における暑さ指数の傾向を踏まえて、熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しない地点を検討。
- 専門家ワーキング・グループによる検討の結果、以下の地点を「参照しない地点」とし、令和8年度から適用することを了承。

都道府県	地点名
青森県	酸ヶ湯
岩手県	藪川、区界
福島県	桧原、鷲倉、桧枝岐
栃木県	那須高原、土呂部、奥日光
群馬県	草津、田代
長野県	菅平、軽井沢、開田高原、野辺山
山梨県	河口湖、山中

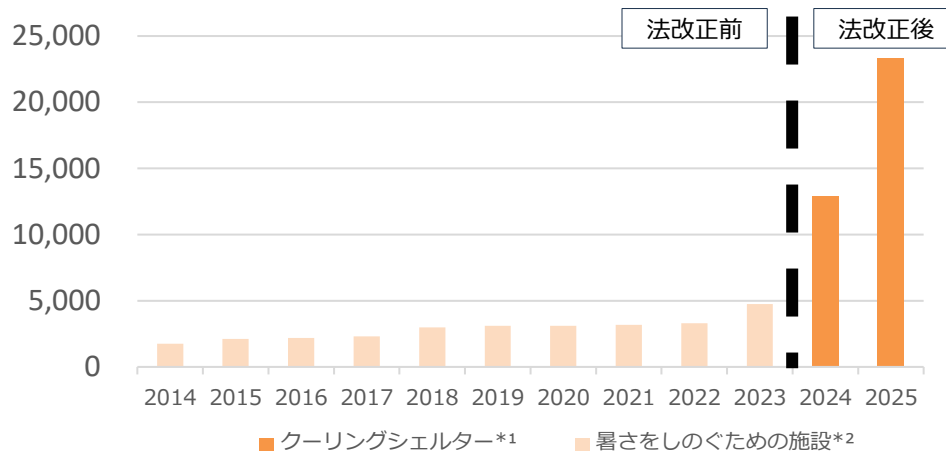
都道府県	地点名
静岡県	井川
岐阜県	六厩、宮之前
和歌山県	高野山
高知県	本川
長崎県	雲仙岳
熊本県	高森

# クーリングシェルターを指定している市区町村数及びクーリングシェルター施設数の推移

## 指定市区町村数（累計）



## 指定施設数（累計）



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
クーリングシェルター指定市区町村数											787	1,182
クーリングシェルターまたは暑さをしのぐための施設開設市区町村数 <sup>*3</sup>	31	36	39	41	52	56	56	58	64	139	999	1,329

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
クーリングシェルター施設数 <sup>*3</sup>	1,758	2,123	2,192	2,317	2,980	3,104	3,104	3,175	3,289	4,758	12,860	23,311

- \* 1 気候変動適応法第21条で規定する指定暑熱避難施設
- \* 2 指定暑熱避難施設以外の施設であって、自治体で開設している暑さをしのぐという趣旨に合致している施設
- \* 3 2014年から2023年の値は、令和5年12月実施の「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」より作成。  
2024年の値は、令和6年7月2日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ報告を受けた情報より作成。  
2025年の値は、令和7年5月30日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ10月20日までに報告を受けた情報より作成。

## ②普及啓発（SNS等による発信）

- ◆ 『熱中症予防強化キャンペーン』の一環として、関係府省庁や関係機関が一体となり普及啓発を強化し、国民の意識を高めることが重要。
- ◆ 関係府省庁や民間企業等にも協力を募り、効果的な発信を行っている。

### 環境省公式SNSによる情報発信

環境省では公式XやFacebook、LINEアカウントから熱中症の情報を発信。

<登録者数（11月18日時点）>

X : 約33万人

Facebook : 約9.6千人

LINE : 約48万人

（LINEは熱中症関連のみの発信）

○熱中症関連府省庁と連携し、随時情報発信

### 大型ビジョンを活用した情報発信

原宿表参道ビジョン等の全国21箇所の大型ビジョンにおいて、当該地域の暑さ指数情報を放映。  
（7/1～8/31）



<※写真は令和6年度のもの>

### 動画作成・活用

ペンギンさんによる熱中症講座。  
（ショート動画）



15秒、30秒、60秒の各テーマ別の動画を作成し、情報発信。





## ②普及啓発（早期からの注意喚起）

- ◆ 近年、早期から気温が高まっており、昨年は6月頃から既に厳しい暑さとなった。
- ◆ 「熱中症予防強化キャンペーン」に基づき、4月～9月の期間に時季に応じた適切な熱中症予防行動を呼びかけている。

4月～6月 暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ

7月 梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起

8月 盛夏における熱中症対策の一層の呼びかけ

例：4月10日「エアコン試運転の日」  
環境省公式X投稿にて注意喚起

